

南あわじ市



農業委員会だより

～かけがえのない農地と担い手を守り、力強い農業を作る「かけ橋」～

第19号

令和4年1月発行

編集・発行 南あわじ市農業委員会

南あわじ市市善光寺22番地1

TEL (0799) 43-5236

FAX (0799) 43-5336



農業委員会総会の様子（月1回開催）

会議で着席する座席の距離を十分にとり、体温計測・消毒の徹底を行い、飛散防止パーテーションを用いるなど感染症対策を行っております。

新年あけましておめでとうございます。
皆様方には、希望に満ちた新しい年をお迎えのことと存じます。

令和2年8月に就任して以来、コロナによってこれまで思うような活動が出来なかった私達では数多くの皆様方の格別のご理解とご協力を賜りましたことに厚く感謝申し上げます。

今や農業は、地球温暖化による気候不順等で大きな影響を受けるとともに、農業後継者の不足による労働力不足など、農業経営がままならない大変な時となっております。

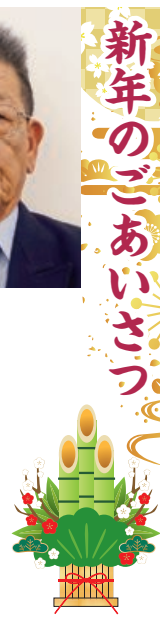
このような状況の中で、農業振興地域整備計画総合見直しを全力で支援することを目標にし、更に、各委員は各地区の農地パトロールを精力的に行い、遊休地や放棄田等の解消に積極的に取り組んでおります。

また、かけがえのない貴重な農地をいかに守り、生かすために各地区の将来の農業を見据えた人・農地プランの計画づくりも各地で着実に進捗しつつありますが、昨年4月に発足した「公益社団法人ひょうご農林機構」の更なるご指導を期待したいと思っております。

後になりましたが、皆様がご健康で、ご多幸に本年をお過ごしになりますよう祈念申し上げます。で、新年のご挨拶いたします。



南あわじ市農業委員会
会長 佐藤 繁俊



農地パトロールを実施しました

令和3年は、新型コロナウイルスの流行により、全体での農地パトロールは中止となりましたが、10月13日から20日にかけて班別で農地の現地確認を行いました。

農地パトロールとは、遊休農地※の実態把握と発生防止等を目的としており、当日の調査と職員を含む継続的な調査で市内の全農地について実施しています。

調査した農地の中には、長い間耕作されずに遊休農地となっているものや、許可なく農地以外に転用されているものが確認されました。

この調査において遊休農地と判断された農地所有者に対して利用意向調査票を送付しましたので、回答期限までに返送のご協力をお願いいたします。



〈農地パトロールの様子〉

※遊休農地：1年以上耕作されておらず、かつ、今後も耕作される見込みがない。周辺地域の農地と比較して、利用の程度が著しく劣っているものを指します。

必見! 「農地バンク」を活用しましょう!!

「農地バンク」とは、貸したい・借りたい（売りたい・買いたい）農地を登録いただき、その情報を希望者へ提供する市単独事業です。現在の登録されている農地は約1,300筆あり、貸したい・売りたいを希望している中にはほ場整備が済んでいるものや、まとまった農地もあります。

新規就農や経営規模拡大を考えている方は希望する地域で農地を発見できるチャンスです！
ぜひ、農業委員会窓口へお越しください！



〈農地バンクの仕組み〉

また、次のような理由でお困りの方は、農地バンクへの登録をおすすめします。

- ・農業をリタイアした方
- ・耕作や管理が難しくなった方
- ・後継者がいない方
- ・相続した農地の管理に困っている方

《あらかじめご了承ください》

必ず借り手(買い手)が見つかるものではありません。荒廃している等、農地の状態によっては登録できない場合もあります。

なお、借り手(買い手)が見つかるまでは、所有者に農地の管理をしていただく必要があります。

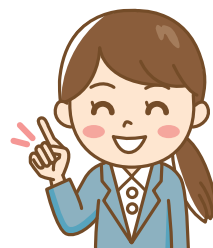
ご存知ですか? 「軽油免税」

軽油を購入した場合、その価格の中には**軽油引取税**が含まれています。しかし、農業用機械に使用するなど、法で定められた特定の用途に使用する場合は、手続きすることによって軽油引取税が免除されます。

税率は1ℓあたり32.1円。

100ℓ使う方の場合は軽油引取税が3,210円免除されます。

初めて手続きされる方は、あらかじめ洲本県税事務所へお問い合わせください。



申請書等審議日程

- 申請書等締切 毎月5日
 - 地区協議会 毎月13日
 - 定例会 毎月20日
- (閉庁日の場合は翌開庁日)
申請に関するご相談はお早めにお問い合わせいたします。

お問い合わせ先：洲本県税事務所(0799-26-2030)

貸借料情報

令和2年11月から令和3年10月までに締結された賃借における賃借料における賃借料水準。(10a当たり)
 ※情報は参考用です。個々の賃借料は、農地の条件を勘案し、当事者間で十分協議してください。

区分	平均額	最高額	最低額	筆数
表裏作	9,900円	24,000円	2,000円	776
表作のみ	7,400円	11,000円	1,000円	15
裏作のみ	12,000円	23,000円	2,000円	134

(10a当たり)

- ・金額は算出結果を四捨五入し、100円単位としています。
- ・物納(米・玄米)や、平均額の2.5倍を超える高額なものは除いています。
- ※「裏作のみ」には2万3千円の契約が25件あり、平均額を引き上げています。この25件を除いた場合、平均額は9,100円となります。

〈その他の契約情報〉

区分	筆数	備考
使用貸借等	668	使用貸借(無償のほか、水利費負担、裏作の場合の代掻き負担などを含む)
物納(米・玄米)	70	平均(水準)59kg/10a

〈契約期間〉

全件平均 設定期間	5年2ヶ月	全ての利用権設定期間の平均。 但し、更新の場合の前契約期間は含みません。
--------------	-------	-----------------------------------------

全国農業新聞の購読を!

農業委員会のネットワークが発行する週刊の農業専門紙。農業・農村・農政の動きをタイムリーにお届けします! 知っておきたい経営や流通情報も満載!

農業者及び就農意向をお持ちの方・企業必読の新聞です。

お申込みは農業委員会事務局まで。

全国農業新聞

NATIONAL AGRICULTURAL NEWS

- ▶ 毎週金曜日発行
- ▶ 月額700円(税込)
- ▶ 申込みは農業委員会事務局まで

農地相談をご利用ください

農地の賃借・売買・転用等農地に関する悩みはありませんか。毎月、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地に関する相談会を開催しています。

なお、相談日以外でも、地区担当の委員や農業委員会事務局に随時ご相談ください。

【農地相談開催日時】

※先着4人、要予約

- 1月21日(金) 午後1時
- 2月25日(金) 午後1時
- 3月25日(金) 午後1時



農地利用最適化推進委員の交代がありました

藤江 均

担任地区

黒道、喜来、富田、籠池、北所、南上、経所、南所

任期

令和5年7月31日まで



芝 俊治

担任地区

福良全域

任期

令和5年7月31日まで



新規就農者へインタビュー！



伊東 蒼梧さん

就農2年目、伊東蒼梧さんにお話をお聞きしました。
(経歴) 吉備国際大学農学部を卒業後、八木馬回地区で就農。
現在はキャベツ、たまねぎをメインに作付け。



◎就農する地として南あわじ市を選んだ理由は？

大学生の時から、八木馬回地区で農地を借りて野菜栽培をしていたので、そのまま自然な流れで就農しました。

◎農業をするにあたり、大切にしていることを教えてください。

いろいろなことに挑戦してたくさんの経験を得ることだと思います。

失敗ばかりですが、他の人があまり作っていない様々な品種や品目の野菜栽培、有機肥料を使った野菜栽培、ネット販売や産直の販路拡大などいろいろなことに挑戦しています。

それだけだと売上が上がらないので、相場に左右されない契約栽培で白菜やキャベツを作っています。

◎これから就農を考えている方へアドバイスをお願いします！！

自分は学生時代から今の就農した地域で生活していたので、就農するにあたっては周りの方々に助けてもらい、倉庫や農地をスムーズに借りることができました。

地域の一斉清掃や行事に積極的に参加してたくさんの人と話すことが大切だと思います！

農業者年金加入者の声

令和3年5月に農業者年金に加入された50代女性にお話をお聞きしました。

◎現在、どのような農業経営をされていますか？

夫、母と一緒に農業をしており、私と母は専業農家で、夫は兼業農家です。
主に、たまねぎと水稲を作付けしています。

◎農業者年金への加入のきっかけは何ですか？

昨年から国民年金第1号被保険者になったので加入しました。

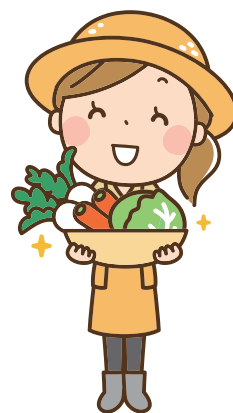
農業者年金のことは結婚当初から知っていたのですが、夫の扶養に入っており、国民年金第3号被保険者であったため、農業者年金に入ることができませんでした。

◎農業者年金の一番のメリットは何ですか？

税制面で大きな優遇措置があることです。

支払った保険料は、全額が社会保険料控除の対象となり、節税につながります。

また、終身年金であることや通常加入の場合、保険料をいつでも見直すことも魅力的です。



ご存じですか？
老後の備えに

農業者年金

国民年金
第1号被保険者



60歳未満



年間60日以上
農業従事



要件を満たせば
どなたでも
加入できます！



お問合せ先：南あわじ市農業委員会事務局 ☎ 0799-43-5236